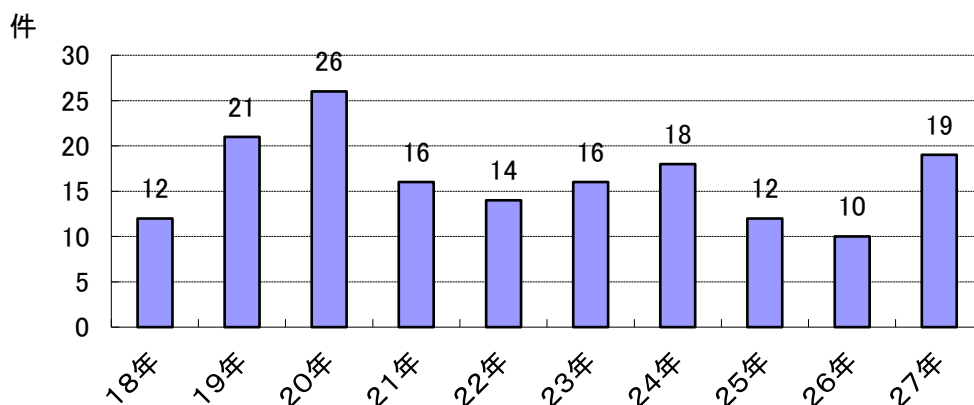


近畿支部管内におけるLPガス事故発生状況（平成27年）

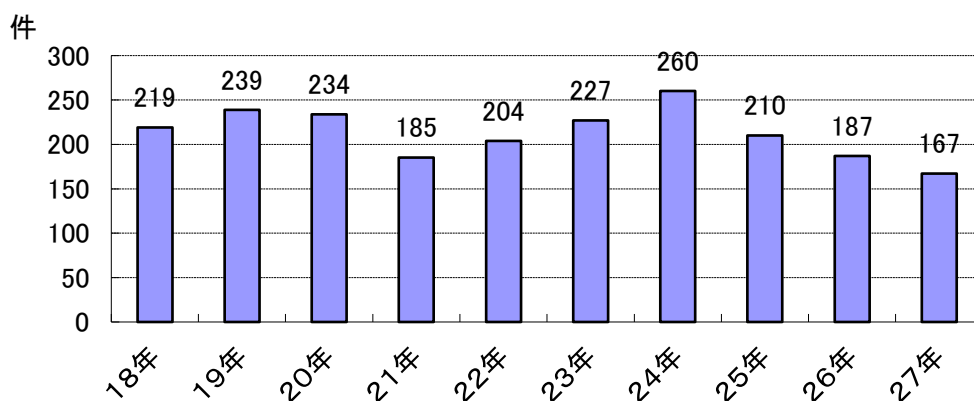
平成28年4月

中部近畿産業保安監督部 近畿支部 保安課

1. LPガス事故発生件数の推移（近畿）

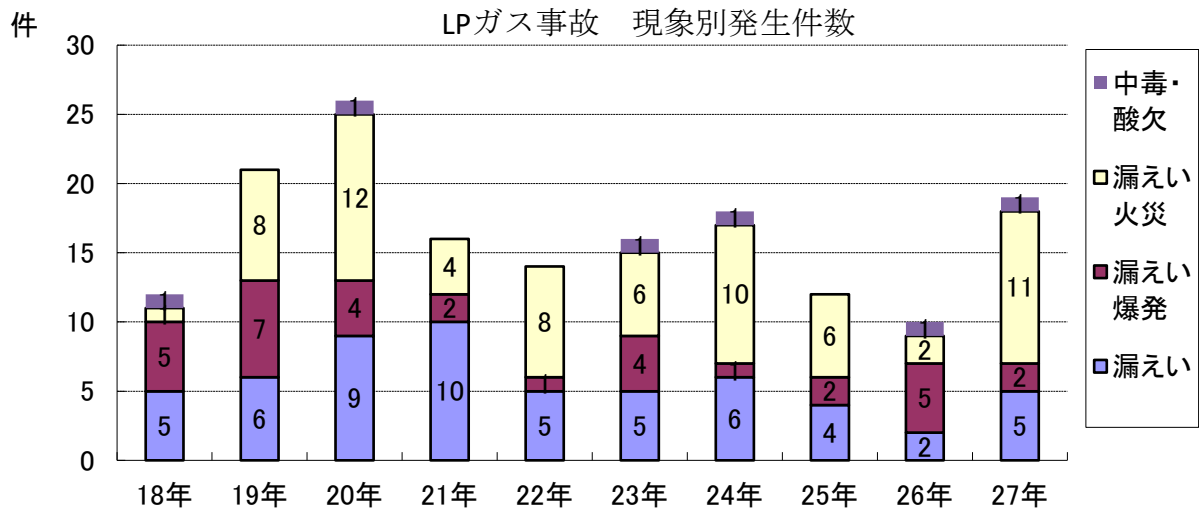


参考) 発生件数の推移（全国）



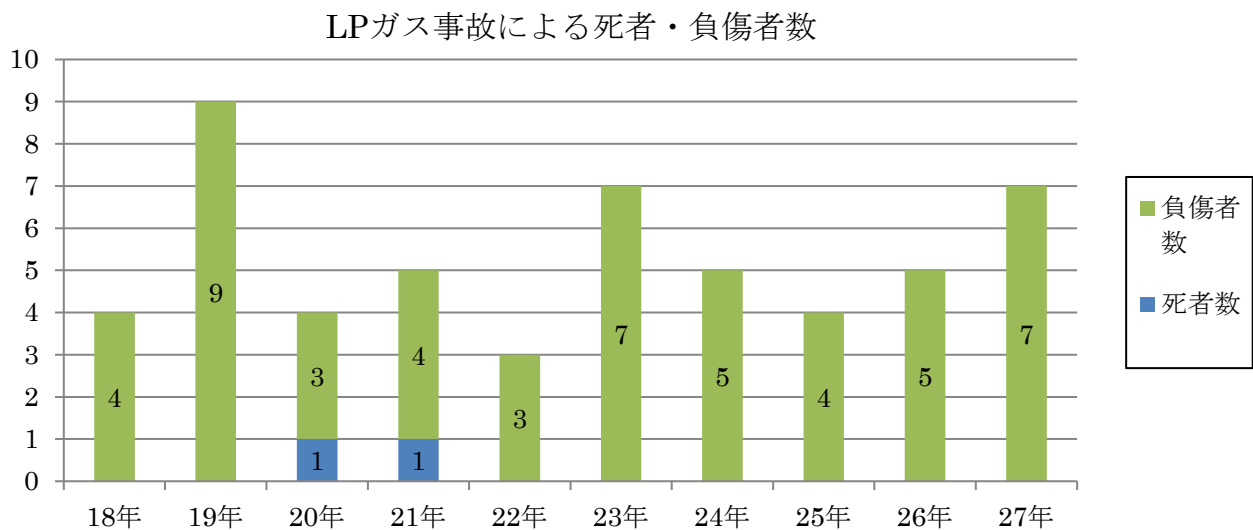
- ・近畿管内の事故件数は、平成21年以降、増減を繰り返しつつ減少傾向にあったが、平成27年は前年の約2倍に増加した。
- ・全国の事故件数は、平成21年以降、増加傾向にあったが、平成24年をピークに3年連続で減少した。

2. 事故現象別発生状況（近畿）



- ・平成27年に発生したLPガス事故19件の内、漏えい爆発及び漏えい火災は、計13件である。また、平成27年は、漏えい火災事故が、漏えい爆発より多いことが特徴的である。
- ・中毒・酸欠事故は1件発生した。ただし、医師による診断結果はCO中毒ではない。

3. 死傷者の発生状況



- ・近畿管内においてLPガスによる死亡事故は、最近6年間は発生していない。
- ・平成27年の負傷者数は7名で、昨年より2名増加した。

4. 平成27年に発生したLP事故（近畿：19件）

発生年月日	発生場所	事故の種類	死傷者数	概要
2015/1/24	兵庫県 明石市	漏えい爆 発・火災	軽傷 2名	<p>一般住宅において、消費者が一口こんろを使用していたところ、爆発が発生し周囲が炎上、消しようとしたものの、消費者2名が火傷を負った。</p> <p>原因は、消費者が塩化ビニルホース、ゴム管用ソケット等を自らつなぎ合わせて、当該こんろと末端ガス栓を接続したため、ガスが漏えいし、こんろの火に引火、爆発したものと推定される。消費者は、塩化ビニルホースとゴム管ソケットをつなぐために、接続管のような形状のゴム製部材を用い、接着剤とビニルテープにより固定していた。ガスの漏えいは、これらを接続した部分から生じたものと考えられる。</p> <p>なお、保安機関による定期消費設備調査では、当該こんろ及び改造された接続具の存在は把握されていなかった。</p>
2015/2/12	大阪府 大阪市	漏えい火災	0	<p>その他店舗において、店員が店頭に設置した業務用焼き芋器にライターで点火したところ、火災が発生し、店員の衣服等の一部が焼損した。</p> <p>原因は、事故の20～30分程前に、販売事業者が8kg容器の交換を行っており、当該焼き芋器の器具栓を開いた状態で、容器のバルブを開放して作業を終了したため、機器内部及び周囲にガスが漏えいし、その状態で店員がライターで点火したため、引火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>（質量販売 8kg×1本）</p>
2015/2/17	兵庫県 洲本市	漏えい火災	0	<p>一般住宅において、消費者が風呂釜で追い焚きをしていたところ、風呂釜より出火したため、容器元弁を閉止するとともに、浴室の窓からシャワーの水を放水し消火した。</p> <p>当該風呂釜は、バーナーに不具合があり、メーカーが2007年4月にリコール対象製品として、情報を提供している型式である。</p> <p>原因は、リコールの内容と同じく、バーナーの不具合により亀裂が入り、ガスが漏えいし、引火したものの。</p> <p>なお、販売事業者は、当該風呂釜がリコール製品であることを認識していなかった。</p> <p>また、保安機関は定期消費設備調査において、当該風呂釜はリコール対象製品であることを把握していたが、販売事業者に対して情報を伝えていなかった。</p>

2015/3/21	福井県 高浜町	漏えい火災	0	<p>一般住宅において、消費者が台所でお湯を使用中、屋外から大きな音を2度聞き、給湯器から火が出ていたため、通報を受けた販売事業者、警察及び消防が出動したところ、当該給湯器の火は消えていたが、給湯器の下部と排水管の焼損を確認した。</p> <p>原因は、当該給湯器内下部の電磁比例弁及び制御基盤周辺の焼損が著しいことから、塩害及び経年劣化により、ガス導管接合部のパッキン等からガスが漏えい、機器内部に未燃ガスが滞留し、電装系の漏電が点火源となり引火したものと推定される。</p> <p>なお、消防が到着する前に火が消えていたことについては、事故当時、出火した炎の熱により、当該給湯器の排水管が損傷し、水が噴出したためと推定される。</p>
2015/4/9	京都府 京都市	漏えい爆発	軽傷 1名	<p>一般住宅において、消費者がシステムキッチンの近くに設置していたガスファンヒーターを点火しようとしたところ爆発し、消費者1名が軽度の火傷を負った。</p> <p>原因は、事故の4年前に実施されたビルトインこんろからIHクッキングヒーターへの取替え工事の際に、工事を実施した電気事業者がキャビネット内に残したねじガス栓にプラグ止めの措置を行っていなかったことによる。このため、キャビネット内で調理器具等がねじガス栓のつまみに接触したため半開の状態となり、キャビネット外に漏えいしたガスにファンヒーター点火時の火が引火したものと推定される。</p> <p>なお、電気事業者は、液化石油ガス設備士の資格を取得していなかった。</p>
2015/4/29	滋賀県 甲賀市	漏えい	0	<p>宅地において、水道管工事を行っていた水道事業者が、ユンボで掘削中、埋設されていたガス供給管を誤って損傷し、ガスが漏えいした。当該事業者からの通報を受け、販売事業者が現場に急行し、漏えい箇所を補修の上、供給管を埋め戻した。</p> <p>原因は、水道事業者による作業ミス。</p> <p>なお、当該埋設供給管は、戸建て住宅の建築を予定している宅地において、集団供給先の1軒として供給するため、敷設されていたものであり、先端はプラグ止めされていた。また、工事日より約2ヶ月前に、販売事業者と水道事業者は、埋設管の位置等について現地確認を実施していたが、当該宅地に埋設管の表示は無かった。</p>

2015/6/23	大阪府 河南町	漏えい爆 発・火災	重傷 1名	<p>一般住宅(戸建て住宅)の敷地内において、外構工事業者が、ガレージ部分のコンクリート張り替えのため、重機を用いてコンクリートを引き剥がしたところ、誤って埋設供給管をコンクリートと一緒に持ち上げて破損し、ガスが漏えいした。当該工事業者が応急措置を実施するため、電動工具(電動式削岩機)を用いて、供給管とコンクリートを引き離そうとしたところ、漏えいしていたガスに引火し、火災が発生した。火災により、当該工事業者1名が重傷を負い、住宅の一部を焼損した。</p> <p>原因は、外構工事業者の作業ミスによるもの。当該住宅は、元々、集団供給により、LPガスの供給を受けていたが、平成18年11月にオール電化に転換していた。転換する際、ガスメーターのみを撤去し、埋設供給管は、立ち上がり管の先端をプラグ止めて残されていた。外構工事業者は、埋設供給管等に対する認識及び事前の調査が不足していたものと推定される。</p>
2015/6/23	大阪府 大東市	漏えい	0	<p>一般住宅(戸建て住宅:空家)の解体作業を行っていた解体工事業者が、基礎撤去作業のため掘削した際、敷地内に残されていた埋設供給管の立ち上がり管を重機で誤って引き抜き、埋設供給管及び供給管継手部分を破損した。解体工事業者は、ガスの漏えいに気付かず作業を終了したが、翌日未明、近隣住宅においてガス警報器が鳴動した。最初に出動要請を受けた都市ガス供給事業者が調査したところ、屋外の下水管においてLPガスの滞留を検知したため、ガスの漏えいが判明、消防及びLPガス販売事業者に通報した。</p> <p>原因は、解体工事業者による作業ミスによるもの。当該住宅は、元々、集団供給により、LPガスの供給を受けていたが、数年以上前に都市ガス供給に転換していた。都市ガスへの切替時に、ガスメーターのみを撤去し、埋設供給管は、立ち上がり管の先端をプラグ止めて残されていた。解体工事業者は、埋設供給管等に注意が至らなかったものと推定される。</p>
2015/8/21	京都府 宇治田原町	漏えい	0	<p>戸建て住宅へ集団供給(全15戸)を行っているボンベ庫の周辺からガス臭がしている旨、住民から販売事業者に連絡があり、調査の結果、埋設供給管からガスが漏えいしていることが判明した。当該埋設供給管(白管)は、設置後33年経過しているものであった。</p> <p>埋設管周辺を掘り返したものの、漏えい箇所の特定には至らず、埋設管周辺の地下水位が高いことにより、腐食が進行しやすい環境にあったことが影響したものと推定される。</p> <p>なお、当該埋設管は白管であったため、1年に1回以上の漏えい試験が必要なところ、4年に1回しか漏えい試験が実施されていなかった。</p>

2015/9/24	大阪府 熊取町	漏えい火災	0	<p>学校給食棟内において、調理員がガス回転釜 4 台中 3 台を使用していたところ、ガス警報器 2 台中 1 台が鳴動した。調理員から異常を確認出来なかった旨の報告を受け、当該学校は販売事業者に調査を依頼した。その後、窓を開放し調理を続けていたところ、もう 1 台のガス警報器が鳴動し、使用していた 1 台の回転釜配管付近から出火し、立水栓を焼損した。</p> <p>原因は、当該ガス回転釜に接続されている金属フレキシブルホースが、回転釜の回転に伴い、上下運動を繰り返したことにより亀裂を生じ、漏えいしたガスに使用中の火が引火したものと推定される。</p>
2015/9/28	大阪府 熊取町	漏えい火災	0	<p>大学合宿所の食堂において、消費者(入所者)がこんろを使用中、二口ガス栓付近から出火し、ゴム管及び壁面の一部を焼損した。</p> <p>原因は、消費者がこんろを使用する際に、誤って二口ガス栓の未使用側も開放し、漏えいしたガスにこんろの火が引火したためと推定される。なお未使用側には保護キャップが装着してあったが、何らかの要因により隙間があり、過流出安全機構が作動しない程度のガスが漏えいしたものと推定される。</p>
2015/10/2	大阪府 守口市	漏えい火災	軽傷 1名	<p>一般住宅において、消費者が、ガスの供給契約の解約後に、自ら敷地内のガスメーターを取り外し、電気工具(ディスクグラインダ)で埋設供給管の立ち上がり部を切断した際、火災が発生した。火災により、当該消費者 1 名が顔面に熱傷を負い、当該住宅の一部及び隣人宅周辺の物品、2 階の網戸が溶融した。</p> <p>なお、当該供給管は、他の住宅とループ状に繋がっていたため、解約後も管内にガスが充てんされていた。</p> <p>原因は、当該消費者が当該供給管内にガスが充てんされていることを知らず、立ち上がり部を電気工具で切断したため、切断部からガスが漏えいし、電気工具の火花が引火したものと推定される。</p> <p>また、当該消費者は、液化石油ガス設備士の資格を有しておらず、販売事業者に無断で当該供給管を撤去しようとした。</p>
2015/10/7	大阪府 岸和田市	漏えい	0	<p>共同住宅において、所轄消防が管内調査を行っていたところ、ガス臭があり、1 階 4 戸のうち 3 戸のマイコンメーターにガス漏れ表示が出たため、住人及び消防が販売事業者に連絡した。販売事業者が調査したところ、当該住宅の 2 階への屋外供給管からガスが漏えいしていることを確認した。</p> <p>原因は、当該供給管は経年劣化しており、壁との接触部が腐食し、ガスが漏えいに至ったものと推定される。</p> <p>なお、2 階は全て空室であった。</p>

2015/11/2	大阪府 大阪市	漏えい火災	0	<p>その他店舗において、従業員が、袋入りの団子のたれをせいろに入れて、蒸し器で温めていたところ、異音が鳴り、蒸し器そばの二口末端ガス栓付近から炎が立ち上がり、店舗の内壁と蒸し器を焼損した。</p> <p>原因は、従業員が、当該蒸し器の使用開始時又は使用中に、当該二口ガス栓の未使用側(ゴムキャップ等無し)を誤って開放したため、ガスが漏えいし、点火時または使用中の火が引火したものと推定される。</p>
2015/11/3	兵庫県 姫路市	漏えい火災	0	<p>イベント時の店舗(野外)において、消費者が、菓子の実演販売の準備中、業務用鋳物二重こんろに点火したところ、当該こんろとゴム管との接続部分から出火し、イベント用テント及びゴム管の一部を焼損した。</p> <p>原因は、消費者が、当該こんろに20kg容器を接続する際、ゴム管とこんろの接続が不完全な状態であったため、接続部からガスが漏えいし、点火時の火が引火し火災に至ったもの。</p> <p>なお、イベント期間中(5日間)は、毎日、消費者自身が当該こんろと容器の接続を行っていた。 (質量販売 20kg×1本)</p>
2015/11/7	京都府 宇治市	漏えい	0	<p>戸建住宅に集団供給(全29戸)を行っている団地内において、下水道工事業者が掘削作業中に、埋設供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。</p> <p>原因は、当該工事業者の作業ミスにより、重機で当該供給管を損傷させたため、損傷部よりガスが漏えいしたもの。</p> <p>なお、販売事業者は、当該工事の施工に当たり、当該工事業者の責任者と事前打ち合わせを6回行い、図面での配管確認及び道路への配管位置マーキングも行っていたが、現場の作業員が工事作業を慎重に進めていなかったことが考えられる</p>
2015/11/19	大阪府 堺市	漏えい火災	0	<p>共同住宅において、消費者がこんろを使用して調理を開始し、約3分程経過した後に二口ヒューズガス栓周辺から炎が上がった。火災により二口ヒューズガス栓、ソケット、ゴム管一部、キッチンパネル前面が焼損した。</p> <p>なお、こんろと二口ヒューズガス栓の接続に用いていたゴム管とゴム管用ソケットは、別々の製品であり、消費者がそれぞれ購入し、自らゴム管にソケットを取り付けたものである。また、当該二口ガス栓及びゴム管用ソケットについて、消防がメーカーに調査を依頼した結果、問題はなかった。</p> <p>原因は二口ガス栓とゴム管ソケットとの間の接続不良、又はゴム管とゴム管用ソケットとの間の接続不良により、いずれか又は両方の接続部からガスが漏えいし、コンロの火に引火したものと推定される。</p>

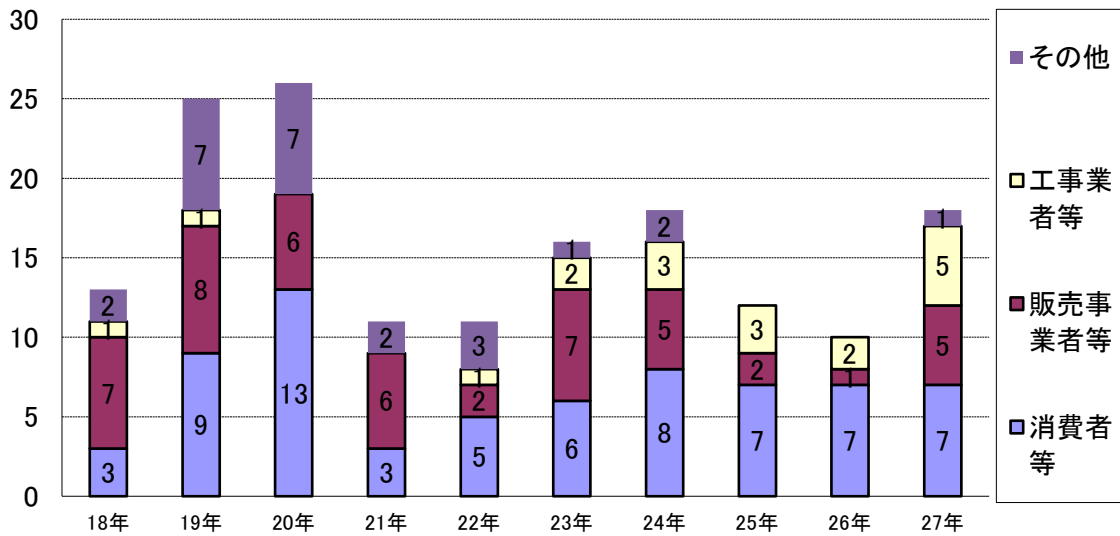
2015/12/10	京都府 京丹後市	酸素欠乏	軽傷 2名	<p>一般住宅において、住人4人が順次入浴し3人目が浴室の窓を開け、給湯しながら入浴を始めたところ、頭痛がして気分が悪くなり、浴室を出て休息した。その後、4人目が入浴し、シャワーを浴びるうち気分が悪くなったため、2名は救急車により病院に搬送され、軽度の中毒症状（一酸化炭素中毒でない）と診断された。</p> <p>なお、当該浴室の窓の外側は、隣接するガレージの建屋内となっており、給湯器（CF式瞬間湯沸器）は、ガレージ内に設置されていた。また、当該給湯器には、排気を屋外に排出するための排気筒が設置されていなかった。</p> <p>原因は、当該湯沸器には排気筒が設置されていなかったため、排気がガレージ内に排出され、開放した窓から浴室内に流入したものと推定される。また、給湯器の給気口には、埃が付着しており、給排気不良により不完全燃焼を起こし、排気が浴室内に流入した可能性がある。なお、保安機関は、定期消費設備調査の結果消費者及び販売事業者に対し、給湯器に排気筒を設置していないため、不適合通知をしていたが、消費者は改善を行っておらず、販売事業者も再調査を実施していなかった。</p>
2015/12/16	福井県 福井市	漏えい火災	0	<p>飲食店において、従業員が業務用炊飯器を使用していたところ、炎が上がったため、消火器で消火した。この火災により、一口ヒューズガス栓及び業務用炊飯器に接続されたガスホース（塩化ビニールホース）の一部が焼損した。</p> <p>原因は、当該炊飯器と末端ガス栓の距離が近く、当該ガスホースが湾曲していたことから、ガスホースに無理な力が加わり、さらに何らかの外力が迅速継手に加わったことで、末端ガス栓と迅速継手が不完全な接続状態となったためと考えられる。この状態の接続部より、過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいし、炊飯器の火が引火したものと推定される。</p> <p>（バルク貯槽 298kg×1基）</p>

過去の事故（全国）は

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/jiko.html に掲載

5. 原因者別発生状況（近畿）

原因者別事故件数の推移



・平成27年は一般消費者等に起因する事故が7件発生し、ここ数年間、横ばい状態である。一方、販売事業者等に起因する事故が5件、工事業者（LPガス関係以外）による事故も5件発生しており、前年より増加している。

6. 府県別事故発生件数（近畿）

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
福井	2	2	0	1	3	3	2	0	2
滋賀	5	4	4	2	3	4	1	1	1
京都	5	3	3	2	3	0	4	2	4
奈良	2	1	2	2	0	0	0	1	0
和歌山	0	3	2	1	0	2	1	1	0
大阪	4	5	2	4	0	1	2	3	9
兵庫	3	8	3	2	7	8	2	2	3
近畿地域	21	26	16	14	16	18	12	10	19

【問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課 液化石油ガス担当

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

電話 06-6966-6050

FAX 06-6966-6093